

語・句・文を前部要素とする「X発言」の形式的・意味的特徴に関する考察
—「爆弾発言」「消費税の引き上げ発言」「ふざけんな発言」などを対象に—

泉 大輔

**An Analysis of the Morphological and Semantic Characteristics of “X-HATSUGEN”
Having Words, Phrases, and Sentences as Initial Elements**

IZUMI daisuke

Abstract

This paper examines “X-HATSUGEN” having words, phrases, and sentences as initial elements, and aims to empirically describe their morphological and semantic characteristics based on actual examples and then elucidate the mechanisms that underpin the formation of “X-HATSUGEN” having sentences as an initial element.

Normally, the initial element in a compound word is no larger than a word, but in the case of “HATSUGEN,” many examples are observed in which it follows not only words but also larger phrases and sentences. Prior studies have not clarified why exceptional forms like this can be created.

This paper discusses these mechanisms from the perspective of the nature of quotation. Quotation refers to the act of presenting something equivalent to the actual utterance, in which the quoted form is a copy of the real thing (the actual utterance). Accordingly, the quoted form acts as an indicating symbol (icon) by representing (imitating) the object, unlike the ordinary symbols created by naming and abstraction.

Given that the initial element of an “X-HATSUGEN” having a sentence as an initial element is a quotation of an actual utterance, the sentence that has become an icon due to the nature of quotation is used for the initial element of the compound word as a single block. This mechanism supports the creation of ungrammatical compounds.



目次

1. 研究の目的および研究の対象

2. 研究の背景

3. 先行研究の検討

3.1. 「破格の複合名詞」とする先行研究

3.2. 「文を包摂する合成語」とする先行研究

4. 用例の収集方法

5. 「X 発言」の形式的な特徴および意味的な特徴

5.1. 前部要素が「語」である「X 発言」

5.2. 前部要素が「句」である「X 発言」

5.3. 前部要素が「文相当の要素」である「X 発言」

6. 「文を包摂する合成語」の構造を支える仕組み

6.1. 「実物表示」と「引用」

6.2. 「アイコン」と「引用」

6.3. 「文を包摂する合成語」と「引用」

7. まとめ

1. 研究の目的および研究の対象

本稿では以下の例(1)～(4)の下線部のような、種々の形式 X を前部要素とし、名詞「発言」を後部要素とする「X 発言」という形式を取り上げ、実例に基づき、その形式的な特徴および意味的な特徴を記述する¹⁾。その上で、特に例(3)(4)の下線部のような、前部要素が「文相当の要素」(「文相当の要素」の定義については後述)である「X 発言」の構造を支える仕組みについて、引用という観点から考察することを目的とする。

- (1) 「来期、ウィリアムズのマシンに乗れるなら、ただでもいい」と。この爆弾発言でウィリアムズは強気になり、マンセルの契約金を半値(9億八千四百万円)にすると言い出したのだ。

(LBi7_00047 『F1の経済学』)

- (2) [……]²⁾私はそれ自体ではなく、消費税の引き上げ発言に批判が出始めると、すぐにブレて発言をトーンダウンさせてしまった姿勢に問題があったのではないかと考えています。

(ブログ『神栖市議会議員伊藤大の激闘日記』ホームページ³⁾)

- (3) <福田康夫元首相の問題発言に関するブログ記事> 極めつきは中国新聞社の記者に対する「あなたとは違うんです」発言である。

(ブログ『MURMUR 別館』⁴⁾)

- (4) <佐藤栄作元首相の問題発言を引き起こした新

聞記者について>

佐藤栄作首相の有名な「新聞記者は出ていけ」発言⁵⁾については、責任の半分は自分にあつたと著書『時の光の中で』(文春文庫)の中で明かしていた。

(ニュースサイト『J-CAST ニュース』⁶⁾)

本稿で取り上げる「X 発言」の前部要素 X には、形式的な側面に着目すると3つのタイプがある。すなわち、①前部要素が「語」の場合(例(1))、②前部要素が「句」の場合(例(2))、③前部要素が「文相当の要素」の場合(例(3)(4))である。

例(1)の「爆弾発言」(下線部が「語」)は「爆弾」(普通名詞)を前部要素とする「X 発言」の用例である。前部要素が「語」である「X 発言」の用例には、このほかにも「安倍発言⁷⁾」(固有名詞)、「思い込み発言」(動詞からの転成名詞)、「おもしろ発言」「重大発言」(形容詞の語幹・形容動詞の語幹)、「うっかり発言」(様態副詞)などがある。

例(2)の「消費税の引き上げ発言」は名詞句「消費税の引き上げ」を前部要素とする「X 発言」の用例である。前部要素が「句」の「X 発言」の用例には、このほかにも「トヨタの社長発言」「衆議院の解散発言」などがあり、多くは「AのB」(AとBはいずれも名詞)という形式をとる名詞句である⁸⁾。

例(3)の「あなたとは違うんです」発言および例(4)の「新聞記者は出ていけ」発言はそれぞれ、「あなたとは違うんです」「新聞記者は出ていけ」

という「文相当の要素」を前部要素とする「X 発言」の用例である。多くの用例の前部要素は述語文の構造をとり、例(3)(4)のような動詞述語文のほかに、形容詞述語文（「デートレーダーはバカだ」発言⁹）や名詞述語文（「女は子供を産む機械だ」発言¹⁰）など）が見られる。

例(3)(4)のような用例の前部要素には「文」の中で一般に見られる諸特徴が観察される。まず、形式的には、通常「語」や「句」の内部には出現せず、「文」の内部に生起するような形式が見られる。例えば、提題を表す「は」（「新聞記者は出ていけ」発言）など、終助詞（「ふざけんな発言」「これは奴隷です発言」など）などである。次に、構造的には、上述の通り、述語を持つ用例が多く見られ、主語と述語から成る一般的な述語文の構造をとるものが多数観察される。さらに、モダリティという観点から見ると、多くの用例では命題を表す部分とモダリティを表す部分から成るものが見られる。例えば、例(3)の「あなたとは違うんです」発言の場合、前部要素の内部には「んです」という形式が含まれ、前部要素は「説明」および「丁寧さ」のモダリティを有している。また、例(4)の「新聞記者は出ていけ」発言の前部要素の内部には「出ていけ」（動詞「出ていく」の命令形）という述語が含まれ、前部要素は「行為要求（命令）」のモダリティを有している¹¹。

このように、「文」の中に生起する形式、「文」がとる構造、「文」に含まれるモダリティなど、「文」に一般に見られる諸特徴を有する語列を、本稿では以下、「文相当の要素」とする。なお、上記の例(3)(4)の前部要素はいずれも述語文の構造をとっているが、前部要素が「語」なのか「文」なのか曖昧な用例も見られる（例(5)）。

(5) <吉田茂元首相の衆議院解散について>

バカヤロー発言は衆議院予算委員会における社会党の西村栄一議員と吉田首相の施政演説をめぐり質疑応答の中で出たものです。

（ニュースメディア『ビズキャリ online』¹²）

例(5)は「バカヤロー」を前部要素とする「X 発言」の用例である。一見したところ、名詞語基「バカヤロー」を前部要素とする通常の複合名詞の用例なのか、「バカヤロー」という名詞一語から形成される「独立語文相当¹³の要素」を前部要素とする用例なのか判断がつかない。しかし、当該の「バカヤロー発言」の前部要素「バカヤロー」が指しているのは、吉田茂元首相が野党に対して実際に発言した発話である。このように、前部要素の指し示す対象が「文」であると文脈から判断できる場合は本稿で言うところの「文相当の要素」に含め、考察の対象とする。ただし、文脈をふまえても前部要素が「語」なのか「文相当の要素」なのか判断できない用例は考察の対象から除外する¹⁴。

また、前部要素が「文相当の要素」である「X 発言」の用例のほとんどは鉤括弧が付されているが、次の例(6)のような、鉤括弧が付されていない用例も見られる。

(6) <もうすぐ小学1年生になる娘と一緒に通学路を散歩する途中で>

とっても張り切って歩いていたのですが、5分後、まさかのもう帰る発言。

（ブログ『おもちの育て方』¹⁵）

上の例(6)の「もう帰る発言」の前部要素「もう帰る」は早く家に帰りたがる「娘」の発言を指している。前部要素「もう帰る」に鉤括弧は付されていないが、「もう帰る」は文脈から「娘」の発言を指していると判断できる。このように、前部要素が「文相当の要素」であると文脈から判断できる場合は、鉤括弧の有無を問わず本稿の研究の対象に含める。

本来、「発言」の内容を示す「あなたとは違うんです」や「新聞記者は出ていけ」といった文と、名詞「発言」とを結びつけるためには、「あなたとは違うんです」|という／との／っていう」発言」のように「という」「との」「っていう」などの形式を介在させる必要がある（日本語記述文法研究会2008）。しかし、例(3)(4)の用例では「という」などの形式は現れてお

らず、前後の要素が直接結びついている。このことから、「あなたとは違うんです」発言」「新聞記者は出ていけ」発言」などの形式は従来の文法規則には当てはまらない言語現象であると考えられる。本稿では「語」「句」「文相当の要素」を前部要素とする種々の「X 発言」の用例をもとにその形式的な特徴および意味的な特徴を記述した上で、このような言語形式の形成を支える仕組みの解明を行いたい。

以下、2 節では研究の背景を述べ、3 節では先行研究の検討を行う。続く 4 節では使用する用例の収集方法について述べる。5 節では「X 発言」の前部要素のタイプ別に用例を見ながら形式的な特徴および意味的な特徴を整理し、6 節では前部要素が「文相当の要素」である「X 発言」の構造を支える仕組みについて考察を行う。最後に 7 節で本稿のまとめを述べる。

2. 研究の背景

名詞が「文相当の要素」に直接後続する形式の実例は、新聞やニュースの見出し、ブログ、ソーシャル・ネットワーク・サービス (SNS)¹⁶、商品名やイベント名、広告のキャッチコピーなどで多数観察される。例えば、「バカヤロー解散」「振り込め詐欺」「ANA でハワイへ行こう！キャンペーン」「早く帰れオーラ」「へー、そうなんだ程度」「どっちなんだよ問題」などがある。このように、名詞が「文相当の要素」に直接後続する形式は種々の名詞を後部要素として形成されている。しかし、どのような名詞によって「文相当の要素」に直接後続する形式が形成されるのかについて見た先行研究は、管見の限り泉 (2020a) のみである。

泉 (2020a) では、当該の形式を形成する名詞の出現状況を見るため、『国語研ウェブコーパス』¹⁷を用いて実例の収集を行っている。その結果、当該の形式を形成する後部要素の名詞には「程度」「状態」「オーラ」のような「様相」に関する名詞、「発言」「メール」「宣言」のような「言語活動」に関する名詞など、40 種類以上があることが明らかになった¹⁸。

このうち、「様相」に関する名詞が「文相当の要素」

に直接後続する形式については、既に先行研究で「程度」(泉 2020b)、「状態」(新屋 2014)、「感」(曾 2017、泉 2019) などが後部要素となる場合の形式的・意味的な特徴が記述されている。しかし、「様相」に関する名詞に次いで用例数が多いのは「言語活動」に関する名詞が後部要素となる場合だが、「言語活動」に関する名詞が「文相当の要素」に直接後続する形式については先行研究では取り上げられていない。

泉 (2020a) では、「言語活動」に関する名詞が「文相当の要素」に直接後続する形式のうち、後部要素が「発言」である用例数が最も多い (約 18,000 件) と述べられている。これは後部要素になり得る 40 種類以上の名詞のうち、「程度」に次いで 2 番目に用例数が多く、「言語活動」に関する名詞が「文相当の要素」に直接後続する形式の中では最多の用例数である。名詞が「文相当の要素」に直接後続する形式の諸特徴を記述する上では、このような「発言」が後部要素となる用例を確認することが必要であると考えられる。

また、名詞が「文相当の要素」に直接後続する形式の後部要素 (「状態」「程度」など) は、通常、「語」や「句」に後続し、種々の合成語を形成する (「健康状態」「小指の爪程度」など)。名詞が「文相当の要素」に直接後続する形式の諸特徴を明らかにしていく上では、その名詞が「語」や「句」結びつき、合成語を形成した場合と比較しながら、その諸特徴を見ていく必要があると考えられる。

本稿で取り上げる名詞「発言」も、「状態」や「程度」などと同様に「文相当の要素」だけでなく、「語」や「句」の要素とも結びつき、種々の「X 発言」という形式を形成する。「語」「句」「文相当の要素」のそれぞれが前部要素となる「X 発言」の用例を包括的に見ることは、名詞が「文相当の要素」に直接後続する形式に見られる諸特徴を記述するための 1 つの切り口として位置づけることができると考えられる。

3. 先行研究の検討

上述の通り、本稿では名詞が「文相当の要素」に直

接後続する形式の諸特徴を記述するにあたり、その1つの切り口として「X発言」という形式を取り上げて考察を行う。したがって、①名詞が「文相当の要素」に直接後続する形式を取り上げた先行研究と、②「X発言」という形式を取り上げた先行研究の検討を行う必要がある。

①名詞が「文相当の要素」に直接後続する形式を取り上げた先行研究には、新屋(2014)、曾(2017)、泉(2019、2020b)などがある。新屋(2014)は「状態」、曾(2017)および泉(2019)は「感」、泉(2020b)は「程度」を取り上げ、これらの名詞が「文相当の要素」に直接後続する形式の記述を行っている。一方、②「X発言」という形式の全体像を見た先行研究は管見の限り見られない。

そこで、本節では①名詞が「文相当の要素」に直接後続する形式を取り上げた先行研究の検討を行う。先行研究を見ると、名詞が「文相当の要素」に直接後続する形式は「破格の複合名詞」あるいは「文を包摂する合成語」として取り上げられている²⁰。以下、名詞が「文相当の要素」に直接後続する形式を、「破格の複合名詞」とする先行研究(3.1節)、「文を包摂する合成語」とする先行研究(3.2節)の順に検討を行う。

3.1. 「破格の複合名詞」とする先行研究

名詞「状態」の用法を記述した新屋(2014)では、「文相当の要素」に「状態」が直接後続した形式(「やったね!!!」状態」「何だコリヤ??」状態」「こんなに難しかったっけ」状態)など)を、複合名詞の一種として位置づけている。「やったね!!!」状態」などの形式を複合名詞であると位置づける上での議論として、まず、名詞「状態」が直接後続する「文相当の要素」が、名詞に前接可能な要素の4つのタイプのどれに相当するののかについて検討している。4つのタイプとはすなわち、①用言の連体形(「動く歩道」「曲がった釘」「青い空」など)、②連体詞(「あらゆる種類」「あの人」など)、③名詞に後接する「の」「という」「といった」などの接続語句(「大学の経営」「花子という女性」な

ど)、④複合名詞の前部要素(「教育改革」「釣り道具」など)である。

検討の結果、「状態」が直接後続する「文相当の要素」は、名詞に前接可能な要素の4つのタイプのうちの3つ(①用言の連体形、②連体詞、③名詞に後接する「の」「という」「といった」などの接続語句)には当てはまらないということから、消去法で「④複合名詞の前部要素」であると結論づけている。すなわち、「文相当の要素」に「状態」が直接後続する形式については、「文相当の要素」を前部要素とし、「状態」を後部要素とする「複合名詞」という扱いになる。しかし、従来の複合名詞の形成規則²¹に従うと、「文相当の要素」は複合名詞の前部要素にはならないはずである。したがって、名詞「状態」が「文相当の要素」に直接後続する形式を「破格の複合名詞」としてしている。

また、新屋(2014)では、名詞「状態」が「文相当の要素」に直接後続する形式には「臨時一語」的な性質が見られることが述べられている。「臨時一語」とは、『『マイタウン東京』構想』『“短期決戦”方針』など、その場の必要性に応じて臨時的に形成され、辞書に登録されることなく消えていく単語のこと(林1982)であるとされている²²。

新屋(2014)では上記の臨時一語の諸特徴²⁴と照らし合わせ、名詞「状態」が「文相当の要素」に直接後続する形式もまた臨時一語であるとしている。以上の新屋(2014)の記述をまとめると、名詞「状態」が「文相当の要素」に直接後続する形式は、臨時一語的な性質を持つ「破格の複合名詞」ということになる。

3.2. 「文を包摂する合成語」とする先行研究

種々の要素と結びつく「感」の用法を記述した曾(2017)は、その用法の1つとして、「文相当の要素」²⁵と「感」が結びついた形式(例(7)(8)など)を取り上げている。

(7) 「やっちゃまったなあ」感が好きな人にはお勧めです。(曾2017:152(5))

- (8) 担当は、バブル後に全ていなくなりました感がありました、何か良いところもあるのかも知れませんが。
(曾 2017: 152 (6))

例 (7) (8) の下線部の形式は、「という」などが介在せずに「文相当の要素」と「感」が結びついている。曾 (2017) は例 (7) (8) のような「感」を、「今昔の感」「意外な感」のような名詞の用法ではなく、「高級感」「しっとり感」「カジュアル感」のような形態素の用法 (接尾辞的な用法) に近いとしている。

曾 (2017: 152) では、例 (7) (8) のような用法を「文を包摂する「感」と呼んでいる。「文を包摂する」という概念を詳細に記述した先行研究は見られないが、「句の包摂」という概念については影山 (1993) で次のように述べられている。「句の包摂」とは、「中世のフランス風」「懐かしの名器展示会」「24日に開催された美人コンテスト会場」(下線部が「句」の部分) など (影山 1993: 326-327)、合成語²⁶の内部に「句」が包み込まれていると捉えられる現象のことである。本来、合成語の前部要素は「語」のレベルを超えない要素である。一般的な語形成規則に当てはまらないことから、影山 (1993) は「懐かしの名器展示会」のような形式について、前部要素が例外的に「語」から「句」へ拡大した合成語であるとしている。その上で、「句の包摂」を、特定の後部要素を持つ合成語にのみ生じる例外的な現象であると述べている。

影山 (1993) では、「「やっちゃまったなあ感」「行くぞ感」のような、命題とモダリティの両方を含む「文相当の要素」が合成語の前部要素となる用例は取り上げられていない。「句の包摂」の用例の前部要素として取り上げられているのは、上記の「中世のフランス風」「懐かしの名器展示会」「24日に開催された美人コンテスト会場」などの下線部のような名詞句のみである。

泉 (2019, 2020b) でも、「感」や「程度」が「文相当の要素」に直接後続する形式 («やっちゃまったなあ感」「あったらいいな程度」など) の形式的・意味的な特徴の記述を行っている。その上で、合成語の前項語基

が「語」から「文相当の要素」に拡大した形式、すなわち、合成語のその内部に「文相当の要素」が含まれている「文の包摂」という現象が生じた形式として位置付けている。

曾 (2017) および泉 (2019, 2020b) の記述をまとめると、名詞が「文相当の要素」に直接後続する形式は、合成語の前部要素が「語」から「文相当の要素」にまで拡大した形式ということになる。また、「文の包摂」とは、合成語のその内部に「文相当の要素」が含まれていると捉えたものであると考えられる。

3.1 節および 3.2 節の先行研究の見解をまとめると次のようになる。新屋 (2014) では「状態」が「文相当の要素」に直接後続する形式を「破格の複合名詞」と位置付けている。当該の形式が「破格」であるのは、本来は合成語の前項は「語」であるはずが、その前項が「語」から「文相当の要素」にまで拡大しているためである。曾 (2017) および泉 (2019, 2020b) では、「感」や「程度」が「文相当の要素」に直接後続する形式を、合成語のその内部に「文相当の要素」が含まれていることから、「文を包摂する合成語」としている。3 節で取り上げた先行研究では、名詞が「文相当の要素」に直接後続する形式を通常の語形成規則には当てはまらない形式と捉えているが、なぜ通常の語形成規則に当てはまらない形式が成立するのかということにまで踏み込んだ考察はなされていない。

以上の先行研究の検討をふまえると、残された問題点は 2 つある。第一に、どのような形式が「X 発言」の前部要素になり得るのか、「X 発言」の全体像が明らかになっていないことである。第二に、なぜ合成語の前部要素が「文相当の要素」に拡大した形式が成り立つのか、その構造を支える仕組みについては明らかになっていないことである。そこで、本稿では「X 発言」の前部要素が「語」「句」「文相当の要素」のそれぞれとなる場合の用例を取り上げ、その形式的特徴および意味的特徴の記述を行う。その上で、「文相当の要素」が前部要素となる「X 発言」について、その成立を支える仕組みの考察を試みる。

4. 用例の収集方法

用例の収集には、『現代日本語書き言葉均衡コーパス』(BCCWJ)、『国語研ウェブコーパス』(NWJC) およびインターネット検索エンジン Google を用いる。BCCWJ を用いるのは、「X 発言」の全体像を見る上では種々のジャンルから用例を収集する必要があり、幅広いジャンルのテキストが収録された BCCWJ が適しているためである。

NWJC や Google を用いるのは、第一に、名詞が「文相当の要素」に後続する形式の用例は規範的な書き言葉ではほとんど見られず、用例の観察されやすいウェブ上のテキストから収集するのが有効であると考えられるためである。第二に、より最新のデータが収集可能であるためである²⁷。

BCCWJ の検索条件には、「短単位検索」の「語彙素」に「発言」を指定する。検索して得られた全 4,792 件の用例の中から、本稿の研究対象に当てはまらない用例 4,322 件を除外し、合成語「X 発言」の用例 470 件を得た²⁸。このうち、前部要素が「語」であるものが 429 件、前部要素が「句」であるものが 18 件、前部要素が「文相当の要素」であるものが 23 件であった。

NWJC の検索条件には、「品詞列検索」の「語彙素」に「発言」を指定する。検索して得られた全 1,089,659 件の用例の中から任意の 2,000 件を抽出した上で、上述の手順と同様に本稿の研究対象に当てはまらない用例 1,705 件を除外した。得られた 295 件の用例のうち、前部要素が「語」であるものが 253 件、前部要素が「句」であるものが 1 件、前部要素が「文相当の要素」であるものが 41 件であった。

次節では、BCCWJ および NWJC の 2 つのコーパスから得られた全 765 件の用例を中核的な資料として考察を行う。また、検索エンジン Google で検索して得られた「X 発言」の用例²⁹も補助的な資料として適宜考察の対象に含める。

5. 「X 発言」の形式的な特徴および意味的な特徴

本節では、「語」「句」「文相当の要素」のそれぞれを前部要素とする「X 発言」の実例に基づき、その形式的な特徴および意味的な特徴を記述していく。

5.1. 前部要素が「語」である「X 発言」

前部要素が「語」である「X 発言」の前部要素になり得るのは、名詞のほか、形容詞の語幹や形容動詞の語幹（「おもしろ発言」「重大発言」など）、様態副詞（「うっかり発言」「ボソボソ発言」）などである。名詞はさらに、普通名詞（「爆弾発言」など）や固有名詞（「中曽根発言」）、動詞からの転成名詞（「思い込み発言」など）が見られる。なお、日常的によく用いられており、その使用がかなり定着しているような用例（「問題発言」「爆弾発言」など）から、その場限りで用いられた臨時一語的な用例（「安倍発言」「ロサンゼルス発言」など）まで幅広く見られる。

前部要素の意味的な特徴に着目すると、前部要素には「発言の性質」「発言の主体」「発言場所」「指示」「発言内容」を表すものが見られる。以下の例 (9) ~ (12) は前部要素がそれぞれ「発言の性質」「発言の主体」「発言場所」「指示」を表す用例である。

(9) ところが自分の存続それ自体にかかわる重大発言をしたはずなのに、声は無機的で表面的な変化がない。(PB47_00093『椎名林檎 vs J ポップ』)

(10) よって、この欠落自体が決定的な誤訳であるかどうかは、中曽根発言の全体を日英両語で検討しなければなんともいえない。

(LBp8_00003『歴史をかえた誤訳』)

(11) 韓国側のその象徴が盧大統領のロサンゼルス発言である。

(PM51_00064『Voice』平成 17 年 6 月号)

(12) 判決は、まず誹謗中傷発言をした者に対して、当該発言は思想的批判にすぎないという誹謗中

傷発言をした者の主張を退け、[……] 名誉毀損の成立を認めた。

(LBo0_00001 『サイバースペース法』)

例(9)の「重大発言」の前部要素は形容動詞語幹「重大」である。前部要素は後部要素の「発言」の性質を表しており、「重大な発言(をすること)」と言い換えられる。同様の意味関係にある用例には、「衝撃発言」「思い込み発言」「おもしろ発言」「不適切発言」「過激発言」「無責任発言」「うっかり発言」などがあり、名詞(普通名詞および動詞からの転成名詞)、形容詞および形容動詞の語幹、様態副詞がその前部要素となる。

例(10)の「中曽根発言」の前部要素は固有名詞「中曽根」である。前部要素と後部要素は主体(人物)と動作という関係にあり、「中曽根首相の発言」または「中曽根首相が発言したこと」と言い換えられる。同様の意味関係を持つ用例には、「安倍発言」「知事発言」「議長発言」など、著名人の名前(固有名詞)や役職名(普通名詞)が前部要素となる用例が見られる。

例(11)の「ロサンゼルス発言」は地名を表す固有名詞「ロサンゼルス」が前部要素となっている。前部要素は後部要素の「発言」のなされた「場所」を表しており、「ロサンゼルスでの発言」「ロサンゼルスでなされた発言」と言い換えられる。同様の意味関係にある用例には、「テレビ番組発言」「議会発言」「会見発言」「委員会発言」などがあり、場所を表す普通名詞や地名を表す固有名詞がその前部要素となる。

例(12)の「当該発言」の前部要素「当該」は、後部要素である「発言」が前文脈の「誹謗中傷発言」(波線部)を指示する機能を有しており、「当該の発言」と言い換えられる。なお、前部要素が「指示」を表す用例は「当該発言」のみであった。

以下の例(13)(14)は前部要素が「発言内容」を表す用例である。

(13)[……] 麻生首相の増税発言に対する嶋岡千年事務局長の抗議談話を発表しました。

(『消費税廃止各界連絡会』ホームページ³⁰)

(14) <元横綱のプロレスラー・北尾光司選手の試合中の発言について>

北尾は[……]「八百長野郎この野郎!! 八百長ばっかりやりやがって!」とアピールしたことで、SWS³¹からも契約解除されて追放となり、[……] 相撲時代の悪評や SWS の八百長発言が尾が引いたため、どの格闘団体も北尾にオフアーをかけようとしなかった。

(ニュースサイト『エキサイトニュース』³²)

例(13)の「増税発言」では、前部要素が後部要素の「発言」の内容を表しており、「増税に{ 関する / ついての } 発言」などに言い換えられる。当該の「増税発言」は麻生太郎元首相の「大胆な行政改革を行った後、経済状況を見た上で、3年後に消費税の引き上げをお願いしたい。」³³という発言を指している。前部要素「増税」は実際の発言の中で用いられた語ではなく、上記の発言内容を要約して、キーワードとなるような言葉で端的に表しているのである。このようなタイプの用例には、「原発発言」「衆議院解散発言」などがある。

例(14)の「八百長発言」も例(13)の「増税発言」と同様に、前部要素が後部要素「発言」の内容を表している。しかし、例(14)では実際の発言の中で用いられている要素がそのまま取り出されて前部要素となっている点で、実際の発言内容をまとめ、それが端的に言い表された例(13)の「増税発言」とは異なる。つまり、「八百長野郎この野郎!! 八百長ばっかりやりやがって!」(波線部)という実際の発言の中で用いられた「八百長³⁴」という「語」が前部要素になっているということである。「八百長」という語は実際の発言で用いられた要素の中でも繰り返し用いられている際立った要素であり、実際の発言を端的に指し示すような語である。このようなタイプの用例には、「ゆかり発言³⁵」「忖度発言³⁶」などがあり、その前部要素には名詞が多く見られる。

5.2. 前部要素が「句」である「X 発言」

次の例 (15) ~ (17) は前部要素が「句」である「X 発言」の用例である。前部要素が「句」である「X 発言」の場合、実例を観察する限り、その前部要素は「名詞句」しか見られない。多くは「消費税の引き上げ」「神の国」のような「A の B」(A と B はいずれも名詞) という形式の名詞句であるが、ほかにも「良い先生」「聖域なき見直し」といった名詞句も見られる³⁷⁾。前後の要素間の意味関係に着目すると、前部要素には「発言の主体」「発言内容」を表すものが見られる。

- (15) 同時に、世界で戦うトヨタの社長発言としては、なんとなく日本の古き良き助け合い精神のようなウェットな関係性を想起されます。

(ブログ『21 世紀の生き方・働き方』)

- (16) = (2) [……] 私はそれ自体ではなく、消費税の引き上げ発言に批判が出始めると、すぐにブレて発言をトーンダウンさせてしまった姿勢に問題があったのではないかと考えています。

- (17) <ドラマに出演している二人の俳優の演技を比較する母と娘の会話>

すばるくんのお芝居、じっくり見たのは初めてやったなあ〜。ただ。母の評価としては「あっちの子のほうかうまい」と。あっちの子=ヒナちゃんでしたが。(爆) 画面に出てなかったのね、あっちの子発言ですけれども。(苦笑)

(OY04_03975 Yahoo! ブログ)

例 (15) は例 (10) の「中曽根発言」と同様に、前部要素の「世界で戦うトヨタの社長」が「発言」の動作主体を表している。このようなタイプにはほかにも「韓国の大統領発言」などがある。

例 (16) の前部要素「消費税の引き上げ」は後部要素「発言」の内容を表しており、「消費税の引き上げ」に「関する/ついで」発言などに言い換えられる。当該の「消費税の引き上げ発言」は菅直人元首相の「政府税制調査会で 2010 年度内に、あるべき税率や逆進

性対策を含む消費税の改革案をまとめていきたい。」³⁸⁾ という発言を指しているが、前部要素の「消費税の引き上げ」という「句」は実際の発言の中で用いられてはいない。例 (13) の「増税発言」の場合と同様に、実際の発言内容をまとめ、それを端的に言い表すものとして「消費税の引き上げ」が前部要素に用いられているのである。このようなタイプの用例には「タバコの値上げ発言」「株/ダウ/日本国債/ビットコインの暴落発言」などがある。

例 (17) の「あっちの子発言」は、例 (16) の「消費税の引き上げ発言」と同様に前部要素が後部要素「発言」の内容を表している。しかし、「あっちの子のほうかうまい」(波線部) という実際の発言の中で用いられた「あっちの子」という「名詞句」がそのまま取り出されて前部要素となっている点で、発言内容がまとめられ、それを端的に表す「名詞句」が前部要素となっている例 (16) の「消費税の引き上げ発言」とは異なる。また、実際の発言の中から一部分の要素だけがそのまま取り出されて前部要素となっている点では、例 (14) の「八百長発言」と同様である。「あっちの子」はドラマの主演の俳優(「すばるくん」)ではなく助演の俳優(「ヒナちゃん」)を指しており、主演の俳優と対比させて「あっちの子」と表現しているのだと考えられる。このように、「あっちの子」という名詞句は実際の発言の中で対比的に用いられることで際立った要素になっており、実際の発言を端的に指し示すようなものである。このようなタイプの用例には「神の国発言」³⁹⁾「近いうち発言」⁴⁰⁾などがある。

5.3. 前部要素が「文相当の要素」である「X 発言」

以下の例 (18) ~ (21) は前部要素が「文相当の要素」である「X 発言」の用例である。前部要素が「語」や「句」の場合とは異なり、前部要素が表すのは「発言内容」しか見られない。前部要素の内部を見ると、独立語文相当の要素の場合(例 (18))、述語文相当の要素の場合(例 (19) ~ (22))が見られる。

(18)= (5) バカヤロー発言は衆議院予算委員会における社会党の西村栄一議員と吉田首相の施政演説をめぐる質疑応答の中で出たものです。

(19) <元・厚生労働大臣の柳澤伯夫氏の発言をめぐって>

子供手当の二転三転、最後にはゼロ？政治家は「女は子供を産む機械だ」発言。

(質問投稿サイト『教えて!goo』⁴¹⁾)

(20) <元・経済産業事務次官の北畑隆生氏の発言をめぐって>

「デートレーダーは馬鹿だ」発言が物議をかもしましたが、自分に関してはそのとおりだと心底思いました。

(株式投資サイト『みんなの株式』⁴²⁾)

(21)= (3) 極めつきは中国新聞社の記者に対する「あなたとは違うんです」発言である。

(22) <ドコモの携帯料金の値下げに関する記者会見について>

この背景について吉澤社長は『お客様からプランが複雑でわかりにくいという声があった』とコメント。菅官房長官の『携帯料金4割下げろ』発言には触れませんでした。

(ブログ『Engadget 日本版』⁴³⁾)

例(18)では、吉田茂元首相の実際の発言である「バカヤロー」という独立語文相当の要素が前部要素である。一方、例(19)～(22)はいずれも述語文相当の要素が前部要素である。順に、「女は子供を産む機械だ」という「名詞述語文相当の要素」、「デートレーダーは馬鹿だ」という「形容詞述語文相当の要素」、「あなたとは違うんです」「携帯料金4割下げろ」という「動詞述語文相当の要素」が前部要素となっている。

また、実際の発言の取り出し方に着目すると、一字一句そのまま取り出される場合(例(21))と、部分的に変更が加えられ、かつ内容が要約される場合(例(22))がある。例(21)は福田康夫元首相の実際の発言が一字一句そのまま取り出されたものである。例(22)の『「携帯料金4割下げろ」発言』は、菅義偉官

房長官の「4割程度下げる余地はあるのではないか」という実際の発言が部分的に変更され、さらに発言内容が要約されて取り出されたものである。実際の発言と比較すると、「携帯料金」という語が追加され、「下げる余地はある」という要素が「下げろ」に置き換えられるという変更が加えられている。例(22)の用例の書き手は、実際の発言にこのような形式的な変更を加えつつ、発言者(ここでは菅義偉官房長官)の発言意図を言い換えてまとめたものを「X 発言」の前部要素に取り込んでいる。

本節をまとめると次のようになる(次頁の表1)。「語」が前部要素である「X 発言」の場合、形式的には名詞(普通名詞、固有名詞、動詞からの転成名詞)、形容詞および形容動詞の語幹、様態副詞がその前部要素となり、意味的には「発言の性質」「発言の主体」「発言場所」「指示」「発言内容」を表すものが見られる。「句」が前部要素である「X 発言」の場合、その前部要素は形式的には「AのB」という名詞句をとる場合が多く見られ、意味的には「発言の主体」または「発言の内容」を表す。「文相当の要素」が前部要素である「X 発言」の場合、その前部要素は形式的には独立語文や述語文など種々の文構造を持つものが見られ、意味的には「発言の内容」を表す。

また、実際の発言から前部要素への取り出され方には、発言の中で用いられた要素が部分的に取り出される場合と、実際の発言がすべてそのまま取り出されて前部要素に取り込まれる場合と、実際の発言が部分的に変更を加えられ、かつ内容が要約されて前部要素に取り込まれる場合とがある。次頁の表2は、前部要素が実際の発言から取り出されたと考えられるものについて、その前部要素のタイプ別に示したものである。

6. 「文を包摂する合成語」の構造を支える仕組み

前節で述べた通り、前部要素が「文相当の要素」である「X 発言」には、実際の発言から前部要素への取

表1 「X 発言」の形式的な特徴および意味的な特徴

前部要素	前部要素の意味的特徴	前部要素の形式的特徴	前部要素の一例
語	発言の性質	普通名詞・動詞からの転成名詞	衝撃、思い込み
		形容詞および形容動詞語幹	おもしろ、重大
		様態副詞	うっかり
	発言の主体	普通名詞・固有名詞	首相、安倍
	発言の場所	普通名詞・固有名詞	議会、ロサンゼルス
	指示	名詞	当該
句	発言の主体	名詞句 (A の B 形式が多い)	トヨタの社長
	発言の内容		消費税の引き上げ
文相当の要素	発言の内容	独立語文	バカヤロー
		述語文	「あなたとは違うんです」

表2 実際の発言から前部要素への取り出され方

取り出され方	前部要素	「X 発言」の例	元の発言
発言の中で用いられた要素が部分的に取り出される	語	八百長発言など	八百長野郎この野郎!! <u>八百長</u> ばかりやりやがって!
	句	あっちの子発言など	<u>あっちの子</u> のほうがうまい
発言が一字一句そのまま取り出される	文相当の要素	「あなたとは違うんです」発言など	<u>あなたとは違うんです</u>
発言が部分的に変更され、かつ内容が要約される		『携帯料金4割下げろ』発言など	4割程度下げる余地はあるのではないか

り出され方に2つのタイプが見られる。すなわち、①「あなたとは違うんです」発言(例(21))のような、実際の発言が一字一句そのまま取り出されて前部要素となる場合と、②『携帯料金4割下げろ』発言(例(22))のような、実際の発言が部分的に変更され、かつ内容が要約される場合である。いずれの場合にせよ、前部要素の「文相当の要素」は実際の発言が引用されたものであると考えられる。また、前部要素が「文相当の要素」である「X 発言」の用例の多くは「文相当の要素」に鉤括弧が付されており、表記的に見ても前部要素は引用されたものと言える。

本節では、「文を包摂する合成語」という破格の形式の成立には引用の性質が関わっているのではないかと考え、考察を行う。後述する通り、「文相当の要素」

は引用という操作によって通常の言語記号(「シンボル(symbol)」(象徴記号))ではなく、「アイコン(icon)」(類似記号)としての性質を獲得する。それが合成語の前部要素の位置に取り込まれることで、「文を包摂する合成語」が形成されているのだと考える。以下では、「引用された形式⁴⁾」が「アイコン」であると捉えた藤田(2000)の引用論について見ていく。

6.1. 「実物表示」と「引用」

藤田(2000)では、「引用された形式」を「アイコン(icon)」(類似記号)であると捉える前提として、「実物表示」という考え方を提示している。藤田(2000)では例(23)と対比させながら、「実物表示」を示す

例として例 (24) を挙げている。

(23) 智子「さっき食べてたの何？」

和博「リンゴだよ。」

(24) 智子「さっき食べてたの何？」

和博「黙って (あるいは「これ」などと言って)

リンゴを見せる。

(藤田 2000 : p. 41 例 (1) a, b)

上記の「智子」の問いかけに対して、例 (23) のように、「リンゴ」という言語記号を示しても、例 (24) のように、「リンゴ」で指示される対象と同等の実物を差し出しても、応答として成立する⁴⁵。このような「表現されるべき対象を言語記号で抽象化して描く代わりに、同等の実物を差し出して伝達行為を行なうこと」が「実物表示」である (藤田 2000 : 42)。藤田 (2000) は次の例 (25) (26) を提示し、表現される対象と表現との関係において、「引用」と「実物表示」は基本的に同様のものであると述べている。

(25) 智子「さっき校長先生に何言ってたの？」

和博「えっと、朝のあいさつだよ。」

(26) 智子「さっき校長先生に何言ってたの？」

和博「えっと、『おはよう、先生』だよ。」

(藤田 2000 : p. 45 例 (3) a, b)

例 (25) (26) はいずれも、「和博」が「校長先生」に「おはよう、先生」という朝のあいさつを言ったことをめぐる応答である。例 (26) の下線部「おはよう、先生」は「和博」が自身の先程の発話を引用したものである。藤田 (2000 : 45) では、例 (25) は表現の対象である事実レベルとしての「おはよう、先生」という発話を、「朝のあいさつ」と名づけ、抽象化・一般化する形で「記号化」しているのに対して、例 (26) は話し手の「和博」が、自身の先程の発話と同等のものを再構成して具体的に差し出しているとしている。

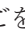
このように、「実物表示」とは表現される対象と同等の実物を差し出すという表現方式であり、表現され

る対象を抽象化・一般化して示す通常の言語記号による表現方式とは異なるものである。なお、例 (24) のりんごの場合は、「モノ」を「実物表示」していたが、例 (26) の「おはよう、先生」の場合は「コトバ」を「実物表示」している。

「引用された形式」は「コトバ」で表現されているものであるため、一見したところ通常の言語記号による表現形式のように思われる。しかし、「引用された形式」は、表現される対象である「発話」と同等のものとして差し出されるのであるから、「引用」と「実物表示」は同様の表現方式であるということになる。

6.2. 「アイコン」と「引用」

藤田 (2000) では上述の通り、「引用された形式」が通常の言語記号による表現方式ではなく、「実物表示」という表現方式によるものだとしている。その上で、このような表現形式はパースの記号論における「アイコン」(類似記号) に分類されるとしている。

「アイコン」とは、記号がその対象とある性質において類似し、その類似性に基づいてその対象の記号となったものである (米盛 1981)。例えば、実物のりんごを模した「」という絵文字は、その形状や色などの類似性に基づき、りんごという対象を指し示す記号として機能している。したがって、この絵文字は「アイコン」ということになる。このように、「アイコン」は対象を写像または模倣することで指示する記号であることから、藤田 (2000) は「実物表示」によって引き写された「引用された形式」も「アイコン」であるとしている。

藤田 (2000) ではさらに、「実物表示」によって引き写された「引用された形式」が「アイコン」であるのに対して、通常の言語記号はパースの記号論における「シンボル」(象徴記号) であると述べられている。「シンボル」とは「もっぱら第三のもの (精神、心的連合、解釈思想) の媒介によってその対象と関係づけられる場合」の記号のことである (米盛 1981 : 143-144) とされる。このように、通常の言語記号 (「シンボル」)

と「引用された形式」(「アイコン」)は記号としての質差がある。それゆえ、以下の例(27)の下線部のような、通常の言語記号の文法規則を逸脱する語列であっても、実物表示された記号(「引用された形式」としてなら、そのまま文の構成要素の一部になり得るのだと述べられている。

(27)シュミット氏は「私シカ残りマスコノ部屋デ」
とたどたどしく言った。

(藤田 2000 : p. 48 例 (7))

6.3. 「文を包摂する合成語」と「引用」

以下では、上述の藤田(2000)の「実物表示」や「アイコン」の考え方をふまえて、本稿で取り上げる「X 発言」の構造を支える仕組みについて考える。藤田(2000)は統語論における研究であるが、「実物表示」という概念は語形成論にも敷衍できるのではないかと考えられる。一般的な合成語(「問題発言」「爆弾発言」など)は前部要素も後部要素も通常の言語記号(「シンボル」)であるが、合成語の前部要素が「実物表示」された記号(「アイコン」)になっている用例は多数観察される(例(28)(29))。

(28) <両家顔合わせの食事会での父親の発言について>

大分緊張が解け、ホッとしたところで、父が
ところで、結納はしないの？

出た！第2の[●]発言。

(ブログ『即断即決！アラフォー女子の結婚準備ブログ』⁴⁶⁾)

(29) <市議会議員の津田新三氏に対する取材の感想>
津田市議より時々、(° ㄥ °) 発言がいくつかあったが、全体的に「説明する」という姿勢が感じられた。(調査・報道サイト『WATCHDOG』⁴⁷⁾)

例(28)では、実物の爆弾の形状を模した絵文字「[●]」に「発言」が後続している。このブログ記事の

タイトルを見たところ、「両家顔合わせ食事会^③ 父の爆弾発言第二弾」となっていたことから、「[●]発言」は「爆弾発言」に言い換えられると考えられる。

例(29)では、驚いた表情や呆れた表情を模したと思われる顔文字「(° ㄥ °)」⁴⁸⁾に「発言」が後続している。当該の取材記事を見たところ、市議会議員の回答に記者が驚いたり、呆れたりする様子が窺えることから、あえて言い換えるのであれば「驚き発言」「びっくり発言」「呆れ発言」などになるのではないかとと思われる。

「[●]」という絵文字や「(° ㄥ °)」という顔文字はいずれも、実物(表現される対象)を写像した記号(「アイコン」)であり、例(28)(29)の用例は「アイコン」を前部要素とする合成語を形成していると考えられる。「X 発言」という任意の合成語において、X が通常の言語記号(「シンボル」)であれば、一般的な語形成規則により、その前部要素となり得るのは「爆弾」「首相」「おもしろ」「うっかり」などの「語」を超えない要素に限定される。一方、絵文字や顔文字などの「実物表示」された記号(「アイコン」)の場合は、「X 発言」における前部要素 X の位置にそのまま用いられ、上記の「[●]発言」や「(° ㄥ °) 発言」のような合成語が形成され得るのではないかと考えられる⁴⁹⁾。

同様に、「引用された形式」もまた「実物表示」された記号(「アイコン」)であることをふまえると、以下の例(30)のような「文を包摂する合成語」も「[●]発言」や「(° ㄥ °) 発言」と同じく、前部要素をアイコンとする合成語と捉えることができる。ただし、「[●]」という絵文字や「(° ㄥ °)」という顔文字は、爆弾や驚いた表情といった「モノ」を「実物表示」しているものであるのに対し、以下の例(30)の「[殺すぞ] 発言」の前部要素は「コトバ」を「実物表示」している点が異なる。

(30) どこへいっても、今村岳司市長の「殺すぞ」発言が話題になり、市長は任期を待たずに、ただちに辞任すべき、との声が寄せられます。

(ブログ『庄本けんじのノートブック』⁵⁰⁾)

例(30)は「[殺すぞ]」という「文相当の要素」を包摂する「X 発言」の用例である。当該のブログ記事のタイトルが「今村岳司西宮市長の脅迫発言は許すわけにいかない」となっていたことから、「[殺すぞ] 発言」は「脅迫発言」と言い換えられると考えられる。「脅迫」であれば、通常の合成語の前部要素として適格な形式であるが、「[殺すぞ]」のような「文相当の要素」は通常の言語記号(シンボル)の語形成規則に従えば、合成語の前部要素にはなり得ない。しかし、「[殺すぞ]」という「文相当の要素」は今村岳司市長の実際の発言が引用されたもの(「実物表示」されたもの)であり、通常の言語記号(「シンボル」)ではなく、「アイコン」である。「●発言」や「(°Д°)発言」における「●」や「(°Д°)」が「アイコン」としてそのま

ま合成語の前部要素になっていることと同様に捉えらると、「[殺すぞ]」という語列がその内部構造が分析されない1つの塊として、合成語「X 発言」の前部要素の位置にそのまま取り込まれているのではないかと考えられる。「[殺すぞ] 発言」のような形式は通常の語形成規則では説明できない形式であった。しかし、引用によって「[殺すぞ]」という語列が「アイコン」となり、それが1つの塊としてそのまま合成語の構成要素に用いられることで、「[殺すぞ] 発言」などの破格の合成語が成立しているのだと考えられる。

以下の表3は前部要素の記号のタイプ別にその例をまとめたものである。また、図1は名づけ・抽象化(一般化)による「記号化」と、「実物表示」の関係を図示したものである。

表3 前部要素の記号のタイプ別の例

前部要素の記号のタイプ		例
通常の言語記号(シンボル)		爆弾発言、驚愕発言、脅迫発言など
「実物表示」による記号(アイコン)	モノの実物表示 (絵文字・顔文字などの使用)	●発言、(°Д°)発言など
	コトバの実物表示(引用)	「殺すぞ」発言など

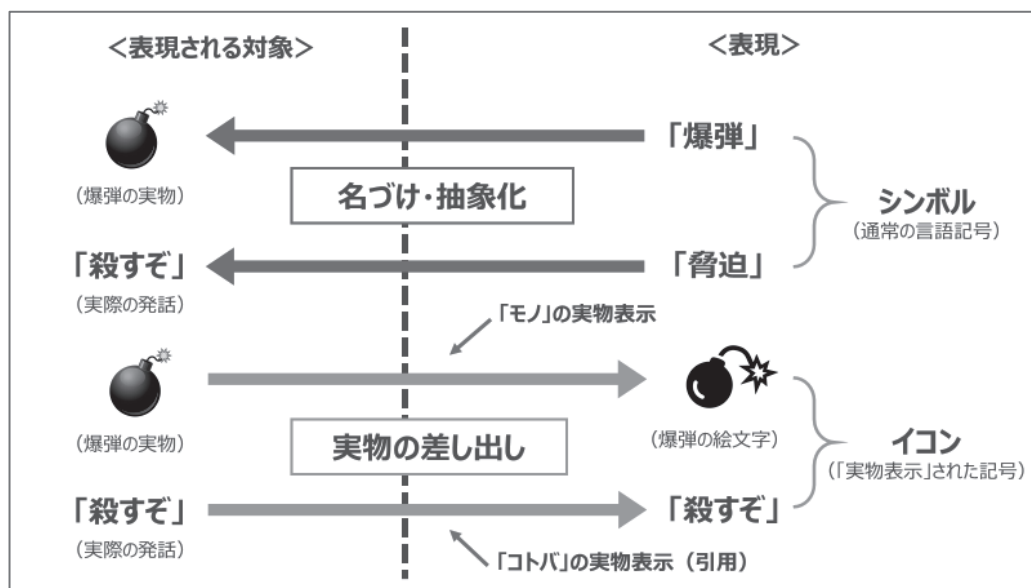


図1 「記号化」と「実物表示」の関係(藤田2000 p.44 図2・図3を参考に作成)

以上をふまえて、「文を包摂する合成語」という破格の形式の成立を支える仕組みを整理すると次のようになる。「引用」という操作は、実際の発言と同等のものを再構成して差し出す「コトバの実物表示」であり、これによって「文相当の要素」が「実物表示」された記号（「アイコン」）として機能するようになる。通常の言語記号（「シンボル」）であれば、語形成規則により、合成語の前部要素となり得るのは「語」を超えない要素である。しかし、引用された形式である「文相当の要素」は、絵文字や顔文字と同様に「実物表示」された記号（「アイコン」）であり、1つの塊としてそのまま前部要素となることが可能である。

この仕組みは、「発言」以外の名詞が「文を包摂する合成語」の後部要素になる形式においても、その形成を支える一般的な仕組みなのではないかと考えられる。新屋（2014）や泉（2019）では、「「やったね!!!」状態」「行くぞ感」「あったらいいな程度」などの前部要素は「引用された形式」であるとしている⁵¹。したがって、「ふざけんな発言」などと同様に、前部要素の「文相当の要素」が引用によって「アイコン」となり、それがそのまま1つの塊として合成語の前部要素となっているのだと考えられる。

7. まとめ

本稿では、「X 発言」という形式を取り上げ、前部要素が「語」「句」「文相当の要素」である場合の用例に基づきその諸特徴を記述した。その上で、「文を包摂する合成語」の成立を支える仕組みについて、「引用」の性質という観点から考察を行った。

その仕組みは次のようになる。「「あなたとは違うんです」発言」などの形式の前部要素は実際の発言を引用したものであると考えられるが、藤田（2000）の考え方では「引用」とは実際の発言と同等のものを差し出す行為であった。したがって、「引用された形式」は実物を引き写したものであるから、名づけ・抽象化（一般化）によって「記号化」される通常の言語記号（「シンボル」）とは異なり、対象を写像または模倣するこ

とで指示する記号（「アイコン」）であると考えられる。「アイコン」として機能している「文相当の要素」は、絵文字や顔文字と同様に、1つの塊として合成語の前部要素に用いられるようになる。このような仕組みに支えられて「破格の合成語」が成立しているのだと考えられる。

ただし、引用によって「アイコン」となった「文相当の要素」が合成語の前部要素になることができるといっても、「文を包摂する合成語」の後部要素となり得る名詞は一部に限られる。「文を包摂する合成語」の出現状況を調査した泉（2020a）で述べられている通り、後部要素となり得るのは、抽象的な名詞（様相に関する名詞、言語活動に関する名詞、イベントや催事などに関する名詞など）や、漢語または外来語が多いという傾向が見られる。

また、前部要素が「文相当の要素」である「X 発言」だけではなく、前部要素が「語」や「句」である「X 発言」の場合にも、実際の発言の一部が部分的に取り出された形式（「引用された形式」）が前部要素であると考えられる用例が見られた。したがって、前部要素が「語」または「句」である「X 発言」を前部要素の記号のタイプ別に見ると、前部要素が通常の言語記号である「X 発言」（「問題発言」「爆弾発言」「消費税引き上げ発言」「トヨタの社長発言」）と、前部要素が「実物表示」された形式（「引用された形式」）である「X 発言」（「八百長発言」「ゆかり発言」「あっちの子発言」「神の国発言」など）の2つのタイプがあることになる⁵²。

さらに、前部要素が「句」である合成語の前部要素を記号のタイプ別に見ると、前部要素が通常の言語記号（「シンボル」）であるもの（「中世のフランス風」「懐かしの名器展示会」など）は、影山（1993）で述べられている「句の包摂」が生じた合成語と一致するのではないかと思われる。一方、前部要素が「引用された形式」（「アイコン」）であるもの（「神の国発言」「あっちの子発言」など）は、「文を包摂する合成語」が成立する仕組みと同様に、引用によって前部要素の「句」が「アイコン」となるため、そのまま1つの

塊として合成語の前部要素に用いられるのだと考えられる。以上をふまえると、「語」「句」「文相当の要素」という3つの前部要素のタイプに対して、それが通常

の言語記号(「シンボル」)の場合と、「引用された形式」(「アイコン」)である場合の例は以下の表4のようにまとめられる。

表4 前部要素のタイプと記号の関係

前部要素	通常の言語記号 (シンボル)	引用された形式 (アイコン)
語	問題発言、爆弾発言など	八百長発言、ゆかり発言など
句	トヨタの社長発言、消費税の引き上げ発言 (影山 (1993) の「句の包摂」に相当)	あっちの子発言、神の国発言など
文相当の要素	なし	「新聞記者は出て行け」発言など (本稿の「文を包摂する合成語」)

参考文献

- 石井正彦 (2007) 『現代日本語の複合語形成論』, ひつじ書房.
- 泉大輔 (2019) 「『感』の形式的特徴と意味・用法に関する包括的考察」, 『日本語・日本学研究』(9), 東京外国語大学国際日本研究センター, pp. 85-110.
- 泉大輔 (2020a) 「語が文を包摂する形式の形式的な特徴に関する考察」, 『東京外国語大学日本語研究教育年報』(24), 東京外国語大学, pp. 1-19.
- 泉大輔 (2020b) 「『X 程度』の構造と意味・用法に関する考察」, 『東京外国語大学国際日本学研究』(プレ創刊号), pp. 150-161.
- 奥津敬一郎 (1975) 「複合名詞の生成文法」, 『国語学』(101), 国語学会, pp. 48-34.
- 影山太郎 (1993) 『文法と語形成』, ひつじ書房.
- 新村出編 (2018) 『広辞苑 第七版』, 岩波書店.
- 新屋映子 (2014) 『日本語の名詞指向性の研究』, ひつじ書房.
- 曾睿 (2017) 「語構成から文構成へー形態素『-感』と自立語『感』との関わりから」, 『国語学研究』第56巻, 「国語学研究」刊行会, pp. 142-155.
- 日本語記述文法研究会編 (2008) 『現代日本語文法 6 第11部 複文』, くろしお出版.
- 日本語記述文法研究会編 (2010) 『現代日本語文法 1 第1部総論 第2部形態論 総索引』, くろしお出版.
- 野村雅昭 (1977) 「造語法」『岩波講座日本語 9 語彙と意味』, 岩波書店, pp. 245-284.
- 林四郎 (1982) 「臨時一語の構造」, 『国語学』(131), 国語学会, pp. 15-26.
- 藤田保幸 (2000) 『国語引用構文の研究』, 和泉書院.
- 米盛裕二 (1981) 『パースの記号学』, 勁草書房.

コーパス

- 『現代日本語書き言葉均衡コーパス』 <https://chunagon.ninjal.ac.jp/bccwj-nt/search>
- 『国語研日本語ウェブコーパス』 <http://bonten.ninjal.ac.jp>

謝辞

本稿の執筆に際して、東京外国語大学教授の鈴木智美先生、同大学教授の中山俊秀先生、同大学准教授の阿部新先生、桜美林大学名誉教授の新屋映子先生にはきめ細やかなご指導を賜りました。心より深謝申し上げます。

付記

本研究は JSPS 特別研究員奨励費 20J11775 の助成を受けたものである。

注

- 1 本稿の用例中に付した下線はすべて筆者によるものである。また、『現代日本語書き言葉均衡コーパス』から採取した用例にはサンプル ID を、『国語研ウェブコーパス』および検索エンジン Google (<https://www.google.com>) から採取した用例には URL を記載する。
- 2 [...] は引用者が省略したことを表す。
- 3 https://blog.goo.ne.jp/hiroshiito_1973/107 (2020年7月18日閲覧)
- 4 <https://toramomo.exblog.jp/9415358/> (2019年7月20日閲覧)
- 5 1972年6月17日の退任記者会見における佐藤栄作元首相の「新聞記者は帰ってください」という発言を指している。
- 6 <https://www.j-cast.com/2018/07/18334088.html?p=all> (2019年4月20日閲覧)
- 7 安倍晋三首相の発言のことである。
- 8 名詞句「A の B」には種々の意味関係が見られる。例えば、「トヨタの社長発言」などのような「所属関係」(「トヨタに所属する社長」)を表すもの、「衆議院の解散発言」などのような「対象-動作の関係」(「衆議院を解散する」)を表すものなどが見られる。

- 9 元経済産業事務次官の北畑隆生氏の発言を指している。
- 10 元厚生労働大臣の柳澤伯夫氏の発言を指している。
- 11 「文相当の要素」を前部要素とする「X 発言」の用例には、例 (3) (4) のほかに「[「民主も自民も公明も嫌いだ」発言] (「叙述」のモダリティを持つ「文相当の要素）」、「ふざけんな発言」(「行為要求 (禁止)」のモダリティを持つ「文相当の要素」) などがある。
- 12 <https://business-career.jp/articles/XMChen4vHnJWRJzvZ1H> (2019 年 7 月 20 日閲覧)
- 13 一般に独立語文は、①「聞き手の存在を前提とせず、驚きや感動を表す表出的なもの」(「あれっ!」「雪!」など)と、②「聞き手の存在を前提とし、応答や呼びかけなどを表す伝達的なもの」(「はい!」「山本さん!」など)がある(日本語記述文法研究会 2010)。「バカヤロー」は、一般的な感動または応答などではないが、野党からの質問(野次)に対して、自身の怒りを「表出」している、または罵言によって「応答」していると広く捉えれば、独立語文と考えることもできる。
- 14 除外する用例には「馬鹿発言」などがある。「馬鹿」が形容動詞の語幹であると考えられる場合は「馬鹿な発言」「馬鹿らしい発言」といった解釈になり、罵倒の伝達的機能を持つ文と考えられる場合は「「馬鹿!」という発言」という解釈になる。
- 15 <https://ameblo.jp/omochi-kinako-mochi/entry-12595429380.html> (2019 年 7 月 20 日閲覧)
- 16 「インターネット上の会員制サービスの一種。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築する場を提供する。企業や政府機関でも情報発信などに活用される。」(『広辞苑』(第七版) p.324)。代表的なものに Twitter、Facebook などがある。
- 17 国立国語研究所がウェブ上の日本語テキストから収集したデータをもとに開発した日本語コーパスである。ウェブ上のデータの収集期間は 2014 年 10 ~ 12 月とされており、約 100 億語が収録されている。
- 18 泉 (2020a) で収集されたのは、次の 4 つの形式を文末に持つ「文相当の要素」に、名詞が直接後続した用例である。すなわち、①動詞の命令形(「早く帰れオーラ」など)、②動詞の意志推量形(「幻のポケモンをもらおうキャンペーン」など)、③断定の助動詞「だ」の終止形(「犯人はお前だ宣言」など)、④終助詞「な」(「こんなもんだな程度」など)である。
- 19 「感」は、「意外な感」「時代が変わってしまったという感」のような名詞としての用法と、「もちもち感」「チョコレート感」のような接尾辞的な用法を持つ。
- 20 前者は、通常は「語」を超えないはずの複合名詞の前部要素が「文相当の要素」である点で破格の形式であるという見方をしている。後者は、合成語のその内部に「文相当の要素」が含まれているように捉えられるという見方をしている。
- 21 新屋 (2014) は本稿で言うところの「文相当の要素」を「直接引用形式」と呼んでいる。
- 22 複合名詞の構成パターンには、名詞と名詞の組み合わせ(「春風」「山道」など)、形容詞語幹と名詞の組み合わせ(「白ウサギ」「丸顔」など)、動詞の連用形と名詞の組み合わせ(「枯れ草」「打ち傷」など)などがある(奥津 1975、野村 1977)。このように、通常、複合名詞の前部要素は語のレベルを超えない要素に限られる。
- 23 林 (1982) および石井 (2007) では、名詞句に名詞または接尾辞が後接して形成された形式も全体を一語とする臨時一語と捉えている。そのような例には、「農産物の加工工場」「ワシントンのアジア政策上」(下線部は名詞句)などがある(林 1982 : 20)。
- 24 林 (1982) と石井 (2007) で取り上げられている臨時一語に共通する特徴をまとめると、①複数の造語成分が臨時的に結びついたものであり、辞書に立項されないという臨時性に関する特徴と、②形式全体が 1 つの語(名詞)となるという形態的な特徴がある。
- 25 曾 (2017) は本稿で言うところの「文相当の要素」を「完全な文」と呼んでいる。
- 26 影山 (1993) では、「展示会」のような名詞が後部要素になる場合と、「風」のような接尾辞が後部要素となる「句の包摂」の用例が挙げられている。そのため、語基と語基の組み合わせである「複合語」と、語基と接尾辞の組み合わせである「派生語」の両者を含意する「合成語」という用語が用いられているのだと推察される。
- 27 BCCWJ の用例は検索可能な最新のデータでも 2008 年までのものだが、2014 年のウェブテキストが収録された NWJC や、最新の用例を収集できる Google を使用することでより新しい用例をデータとした分析が可能となる。

- 28 なお、除外した用例には、「発言」が単純語として用いられているもの（「その発言／首相の無責任な発言／円高を牽制する発言」は波紋を呼んだ」など）、「発言」が合成語の前部要素として用いられているもの（「発言権」「発言力」「発言集」など）、「発言」に接頭辞が前接しているもの（「御発言」「諸発言」など）、および、複合動詞「発言する」（「首相が発言した」など）がある。「爆弾発言する」「ふざけんな発言した」のような、「X 発言」に動詞「する」が後接し、動詞化した形式は本稿の考察の対象に含める。
- 29 検索エンジン Google において、検索条件に「発言」を指定し、検索を行う。
- 30 <http://shz-haishi.jp/modules/myalbum0/photo.php?lid=44#.X0OkC8j7Q2w> (2020年7月18日閲覧)
- 31 かつて存在した「スーパー・ワールド・スポーツ (Super World Sport)」という日本のプロレス団体のことである。
- 32 <https://www.excite.co.jp/news/article/E1464319006203/?p=3> (2020年8月18日閲覧)
- 33 2018年10月30日の記者会見でなされた発言である。
- 34 発言の中のある部分（「八百長」）によって、発言の全体（「八百長野郎この野郎!! 八百長ばっかりやりやがって!」）が指し示されていることから、前部要素「八百長」と、実際の発言「八百長野郎この野郎!! 八百長ばっかりやりやがって!」とは、「部分」と「全体」の関係であり、いわゆるメトニミーの関係にあると考えられる。
- 35 2001年の日韓ワールドカップ開催時における天皇陛下（当時）の「私自身としては、桓武天皇の生母が百済の武寧王の子孫であると、続日本紀に記されていることに、韓国とのゆかりを感じています。」という発言のことである。
- 36 塚田一郎元国土交通副大臣の「総理とか副総理が言えないので私が忖度した」という発言のことである。
- 37 「AのB 発言」（「総理の問題発言」など）という形式は、文脈によって、前部要素が「語」である「X 発言」を「Aの」という要素が修飾していると捉えられる場合と、前部要素が名詞句「AのB」である「X 発言」と捉えられる場合がある。前者は、発言の主体が「総理」であり、その発言内容に「問題」があるという解釈である。後者は、「総理」以外の人物によってなされた「総理に関わる問題についての発言」という解釈である。前者のような用例は前部要素が「語」である「X 発言」に含め、後者のような用例は前部要素が「句」である「X 発言」に含めて考察を行う。
- 38 2010年6月17日の会見でなされた発言である。
- 39 森喜朗元首相の「日本の国、まさに天皇を中心にして神の国であるということを国民のみなさんにしっかり承知していただく。」という発言のことを指している。
- 40 野田佳彦元首相の「近いうちに国民に信を問う」という発言を指している。
- 41 <https://oshiete.goo.ne.jp/qa/7077905.html> (2019年7月20日閲覧)
- 42 <https://minkabu.jp/blog/show/39587> (2019年7月20日閲覧)
- 43 <https://japanese.engadget.com/jp-2018-10-31-2-4-2019.html> (2020年4月20日閲覧)
- 44 藤田(2000)は引用された形式を「引用されたコトバ」と呼んでいる。
- 45 メールやチャットなどによるコミュニケーションの場合、「何を食べたのか」という問いに対して、実物のりんごの形を模した絵文字スタンプ(🍏)などを返信しても応答として成り立つと思われる。
- 46 <https://ameblo.jp/ayakurumisan/entry-12608013064.html> (2020年8月20日閲覧)
- 47 <https://watchdog-journalism.com/city-council2> (2020年8月20日閲覧)
- 48 「驚くこと」を「目が点になる」、「呆れること」を「開いた口が塞がらない」という慣用句で表現されることがある。「(° ㊦°)」という顔文字では、「°」が点になった目、「㊦」が開いた口、両端の丸括弧が顔の輪郭を模しており、「(° ㊦°)」全体が驚き呆れた表情を表現しているのだと考えられる。
- 49 絵文字や顔文字を前部要素とする合成語の用例には、「発言」を後部要素とするもの以外にも、「🍵する」(お茶する)、「🐾狩り」(りんご狩り)、「(° ㊦°) 状態」(びっくり状態)などが見られる。
- 50 <https://ameblo.jp/syouken1958/entry-12344998483.html> (2020年8月20日閲覧)
- 51 ただし、後部要素が「発言」以外の場合、前部要素の「引用された形式」は実際に発話されたものとは限らない。心内発話を引用した場合や、相手がいかに言いたいような発話を想定して引用した場合なども含まれる。
- 52 前部要素が「実物表示」された形式（「引用された形式」）である「X 発言」の後部要素の名詞には、「発言」以外にも「問題」や「解散」（「忖度問題」「神の国解散」）などがある。